

# 農地所有適格法人報告書

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業年度を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

度会町農業委員会長様

主たる事務所の所在地 度会町（大字）〇〇番地  
名称及び代表者氏名 有限会社〇〇〇〇  
代表取締役 ○〇 ○〇  
電話番号 0596-〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

## 記

### 1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	有限会社〇〇〇〇	
主たる事務所の所在地	度会町（大字）〇〇番地	
経営面積 (ha)	田	〇〇.〇〇
	畠	〇〇.〇〇
	採草放牧地	〇〇.〇〇
法人形態	株式会社、有限会社 等	

### 2 農地法第2条第3項第1号関係

#### (1) 事業の種類

農業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
水稻、茶 等		

#### (2) 売上高

年度	農業 (円)	左記農業に該当しない事業 (円)
3年前(実績)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
2年前(実績)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
1年前(実績)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
報告日の属する年 (実績又は見込み)	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	

### 3 農地法第2条第3項第2号関係

#### 構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
		農地等の提供面積(m <sup>2</sup> )		農業への年間従事日数	
		権利の種類	面積	直近実績	見込み
度会 茶栄	100			250	250
度会 太郎	70			220	220
度会 花子	50			200	200
棚橋 次郎	50	賃借権	3,000	80	80

議決権の数の合計

270
90%

日

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 750 日

2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権 の数
三重 一男	15
宮川 一郎	15

議決権の数の合計

30
10%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

#### 4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

##### (1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み		
					直近実績	見込み
度会 茶栄	度会町(大字)〇〇番地	代表取締役	250	250	220	220
度会 太郎	度会町(大字)〇〇番地	取締役	220	220	200	200
棚橋 次郎	度会町(大字)〇〇番地	取締役	80	80	0	0

役員の過半が  
従事日数 150 日  
以上であること

1人以上が 60 日  
以上農作業に従  
事していること

①～②両方に当てはまるか確認します。

①役員の過半（51%より多く）が農業（関連事業を含む）に常時従事（原則年間150日以上）する構成員であること。

②役員または重要な使用人（農場長等）のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事すること。

##### (2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み		
					直近実績	見込み

役員等のうち、法人の農業に常時従事（年間150日以上）であって、かつ、農作業（年間60日以上）に従事するものがいない場合記入してください。

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。
  - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
    - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
    - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
    - ウ 農業生産に必要な資材の製造
    - エ 農作業の受託
    - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。  
ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員になっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m<sup>2</sup>)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借権による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。